「道路工事・占用許可承認申請(協議)書」

「法定外公共物工事・占用許可申請(協議)書」の提出方法について

1. 提出方法について

提出先及び問い合わせ先

提出部数

提出部数は3部で、管理者控用、警察協議用、申請者に返却する許可(回答)書用です。

2. 記入方法について

「道路」については、「道路工事・占用許可承認申請(協議)書」を 「里道・水路 などの法定外公共物」については、「法定外公共物工事・ 占用許可申請(協議)書」を使用してください。

新規・更新・変更については、該当するものを○で囲み、更新・変更の場合は、従前の許可書また回答書の番号及び年月日を記入してください。

申請者が法人である場合は、「住所」の欄に主たる事務所の所在地、「氏名」の欄に名称及び代表者の氏名を記載するとともに、「担当者」の欄に担当者の所属及び氏名を記載してください。(申請人以外の方が、代理で窓口に来られる場合には、委任状が必要になります。

「場所」の欄には、地番まで記載してください。また、占用が2以上の地番にわたる場合は、起点と終点を記載してください。

「車道・歩道・その他」「里道・水路」については、該当するものを○で 囲んでください。

3. 添付書類について

「位置図」は、詳細のわかるものを添付してください。

「平面図」、「断面図」、「求積図」、「保安対策図」を提出してください。 (断面図と別に仮復旧、本復旧断面図を記載のこと) 次の工事を行う場合、「周知書」を提出してください。

- ① 行政区長の確認が必要なもの
 - ・ 工事に際して「全面通行止」を行う場合。
 - ・ 複数日に渡り道路上に占用物を設置する場合。 (工事用足場、 バリケード等)
 - ・ 夜間工事を行う場合
 - ・ その他、管理者が必要と認めた場合。
- ② 水利組合の確認が必要なもの
 - ・ 水路を加工する場合。
 - ・ 水路上に占用物を設置する場合。
 - ・ その他、管理者が必要と認めた場合。

「誓約書」については、道路工事・占用 又は 法定外公共物工事・占用 許可申請を行う場合、必ず提出してください。

「現況写真」を提出してください。

※工事箇所周辺が把握できるもの。

4. 工事

工事着手前に「着手届」を提出してください。

道路区域内で工事を行う場合、工事着手前に所轄警察署の「道路使用許可」が必要です。本市の工事許可書のみでは工事着手は行えません。

許可書は現場の見やすい場所に掲示するか、現場責任者が携帯してください。

工事が原因で道路の施設を損傷したり、第三者に損害を与えたりしないよう十分な保安施設を設け、安全施工に留意してください。

土砂運搬等で道路面を汚さないようにしてください。

申請者は、許可の内容及び条件を厳守するとともに、内容変更の必要が生じた場合は直ちに申し出て指示を受けてください。

工事が完成したら、すみやかに「完成届」を提出してください。

※ 完成届の工事写真は施工前写真、竣工後写真、工程写真および埋戻 し写真を添付してください。 完成検査の結果、不良箇所があれば手直しを命ずることになりますので、 所要の品質が確保されるように丁寧に施工してください。